

法人税改革について

平成27年11月11日
高市議員提出資料

法人税改革について

法人実効税率を引き下げる際には、課税ベースの拡大等により、財源をしっかりと確保することが必要。

平成27年度税制改正における対応

- 地方税においては、外形標準課税の拡大により財源を確保した上で法人事業税所得割の税率を引下げ。

更なる実効税率引き下げに対する地方団体の意見

- 地方団体は、今後の改革においても、課税ベースの拡大等により財源を確保した上で行うことを要望。

平成27年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させた上で財源を確保することとされたが、平成27年度大綱において「平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」とされていることから、今後、さらに法人実効税率を引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すべきである。

【全国知事会（地方税財政常任委員会）「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（平成27年7月）】

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収には恒久財源で補てんするなどにより、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

【全国市長会「平成28年度 都市税制改正に関する意見」（平成27年8月）】

法人実効税率については、今後さらに20%台までの引き下げを目指すこととされているが、その場合には、課税ベースの拡大等あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

【全国町村会「平成28年度政府予算編成及び施策に関する要望」（平成27年7月）】